

## 報告第2号

### 市長の専決処分事項の報告について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第2号

専 決 処 分 書

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

大田原市長 相馬 憲一

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例  
(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が</p>

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1)～(4) (略)

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1)～(4) (略)

（大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（経営の基本）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域は、<u>国土交通大臣</u>の認可を得た区域とし、別表第1のとおりとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域は、<u>厚生労働大臣</u>の認可を得た区域とし、別表第1のとおりとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

（大田原市監査委員に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市監査委員に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（請求及び要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求及び要求による監査）</p> <p>第4条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、監査委員は20日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正前の大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第1号に規定する厚生労働大臣の認可を得た区域は、第2条の規定による改正後の大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第1号に規定する国土交通大臣の認可を得た区域とみなす。